

平成 21 年 6 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社 日本エスコン
代表者名 取締役社長 直 江 啓 文
(J A S D A Q ・ コード 8892)
問合せ先 執行役員 古 川 格
電 話 06-6223-8067

社債の期限の利益喪失に関するお知らせ

当社が発行いたしております下記の各社債につき、社債要項及び関連諸契約に基づき、本日の経過をもって期限の利益を喪失することになりましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 期限の利益の喪失に至った経緯

当社は、平成 19 年 6 月 19 日に、本日を償還期限とする第 2 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）を発行しておりますが、物件の売却による資金回収が思うように進まなかったことに加え、資金調達が困難な状況にあることから、本日の償還期限が経過するまでに社債を償還することができないことになりました。

これに伴い、当社が発行しております下記の各社債につきましても、それらの社債要項及び諸契約に基づき、本日の経過をもって直ちに期限の利益を喪失することになりました。

2. 期限の到来した社債

- 株式会社日本エスコン第 2 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（以下「本件第 2 回社債」といいます。）
未償還額面総額 金 5,000 百万円

3. 期限の利益を喪失する社債

- 株式会社日本エスコン第 1 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（以下「本件第 1 回社債」といいます。）
未償還額面総額 金 3,000 百万円
償還期限 平成 22 年 5 月 26 日
- 株式会社日本エスコン第 11 回無担保社債（株式会社三井住友銀行保証付および適格機関投資家限定）（以下「本件第 11 回社債」といいます。）
未償還額面総額 金 2,850 百万円
償還期限 平成 30 年 3 月 14 日
- 株式会社日本エスコン第 12 回無担保社債（株式会社三井住友銀行保証付および適格機関投資家限定）（以下「本件第 12 回社債」といいます。）
未償還額面総額 金 570 百万円
償還期限 平成 30 年 6 月 29 日

4. 今後の見通し

(1) 本件第 2 回社債及び本件第 1 回社債について

当社は、平成 21 年 6 月 22 日付「事業再生 ADR 手続及び今後の事業再生への取り組みに関するお知らせ」にてお知らせしております通り、同日、産業活力再生特別措置法所定の特定認証紛争解決手続（以下「事業再生 ADR 手続」といいます。）の特定認証紛争解決事業者である事業

再生実務家協会に対して事業再生ADR手続の利用申請を行い、同手続の下で、取引金融機関から借入金元本返済の一時停止措置を受けつつ、事業再生計画案の協議を行い、同年9月28日開催予定の債権者会議において事業再生計画に対する承認を得、同計画に基づき再生を図ることを目指しております。

本件第2回社債及び本件第1回社債につきましては、その社債権者が取引金融機関ではないため、事業再生ADR手続の対象となるものではありませんが、別途公告いたします通り、平成21年7月22日に社債権者集会を開催し、事業再生ADR手続における取引金融機関に対する借入金元本返済の一時停止と同様、平成21年9月28日までの間、支払を猶予していただき、事業再生ADR手続における取引金融機関との間の事業再生計画案の協議と併行するかたちで、本件社債の取扱いについて協議させていただく予定であります。

なお、平成21年7月22日開催予定の社債権者集会に先立ち、本件第2回社債及び本件第1回社債の社債権者に対して、事業再生ADR手続に至った経緯及び事業再生ADR手続の現状等をご説明すべく、平成21年7月15日に、これらの社債権者を対象とする社債権者説明会を開催させていただくことも予定しております。

(2) 本件第11回社債及び本件第12回社債について

本件第11回社債及び本件第12回社債につきましては、事業再生ADR手続の対象となる取引金融機関が連帯保証人となっておりますので、事業再生ADR手続の下で、当該金融機関との間で協議をさせていただく予定であります。

(3) 株式会社日本エスコン2009年7月30日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（以下「本件転換社債」といいます。）について

本件第2回社債を償還期限に償還できないこと並びにこれに伴い本件第1回社債、本件第11回社債及び本件第12回社債について期限の利益を喪失することにより、当社が発行しております平成21年7月30日を償還期限とする本件転換社債（未償還額面総額3,325百万円）について、その社債要項上、Daiwa Securities SMBC Europe Limited, London, Geveva Branch（以下「Daiwa Securities SMBC Europe」といいます。）は、当社に書面で通知することにより本件転換社債の全部を直ちに償還すべき旨を宣言することが可能な状態となります。当社は、現在までのところ、Daiwa Securities SMBC Europe よりかかる書面通知を受領しておりませんが、本件転換社債についても、今後、本件第1回社債及び本件第2回社債と同様の方針で、本件転換社債の社債権者との間でその取扱いについて協議させていただく予定であります。

(4) 株式会社日本エスコン第10回無担保社債（株式会社泉州銀行保証付および適格機関投資家限定）（以下「本件第10回社債」といいます。）について

本件第2回社債を償還期限に償還できないこと並びにこれに伴い本件第1回社債、本件第11回社債及び本件第12回社債について期限の利益を喪失することにより、当社が発行しております平成22年10月29日を償還期限とする本件第10回社債（未償還額面総額金204百万円）については、その社債要項上、社債権者又は連帯保証人の書面による通知を財務代理人が受けた日に、本件第10回社債の総額につき期限の利益を喪失することになります。当社は、現在までのところ、かかる書面通知の受領の事実を把握しておりませんが、本件第10回社債につきましては、事業再生ADR手続の対象となる取引金融機関が連帯保証人となっておりますので、本件第11回社債及び本件第12回社債と同様、事業再生ADR手続の下で、当該金融機関との間で協議をさせていただく予定であります。

以上